

議案第50号 小松島市重度心身障害者等に対する医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について

《改正の趣旨》

所得税法等の一部を改正する等の法律の施行により「控除対象配偶者」の名称が「同一生計配偶者」に改められたことから、同一の用語を引用している規定につき所要の改正を行うとともに、文言の整理を行うもの。

小松島市重度心身障害者等に対する医療費の助成に関する条例(昭和48年小松島市条例第9号)新旧対照表

現行	改正後（案）	備考
(医療費の助成) 第3条 (略) 2 (略) 3 医療費は、次の各号のいずれかに該当する場合は助成しない。 (1) 第1項に規定する者のうち、前条第1項第1号又は第2号に該当する者(以下「重度心身障害者」という。)の前年の所得(1月から7月までの間に受けた医療に係る医療費については、前々年の所得とする。以下同じ。)がその者の所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する <u>控除対象配偶者</u> 及び扶養親族(以下「扶養親族等」という。)の有無及び数に応じて規則で定める額を超えるとき。 (2)・(3) (略) 4~6 (略) 別表第2(第2条関係)	(医療費の助成) 第3条 (略) 2 (略) 3 医療費は、次の各号のいずれかに該当する場合は助成しない。 (1) 第1項に規定する者のうち、前条第1項第1号又は第2号に該当する者(以下「重度心身障害者」という。)の前年の所得(1月から7月までの間に受けた医療に係る医療費については、前々年の所得とする。以下同じ。)がその者の所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する <u>同一生計配偶者</u> 及び扶養親族(以下「扶養親族等」という。)の有無及び数に応じて規則で定める額を超えるとき。 (2)・(3) (略) 4~6 (略) 別表第2(第2条関係)	改正

対象者	区分	要件	対象者	区分	要件	
重度心身障害者	1 身体障害者 2 重複障害者	障害程度等級表の2級に該当する障害を有する者のうち、別表第1に該当する者を除いたもの 標準化された知能検査によって測定された知能指数が、おおむね50以下と判定され又は同程度以下と認められる者で <u>かつ</u> 障害程度等級表の3級 <u>及び</u> 4級に該当する障害を有するもの	重度心身障害者	1 身体障害者 2 重複障害者	障害程度等級表の2級に該当する障害を有する者のうち、別表第1に該当する者を除いたもの 標準化された知能検査によって測定された知能指数が、おおむね50以下と判定され又は同程度以下と認められる者で、 <u>かつ</u> 、障害程度等級表の3級 <u>又は</u> 4級に該当する障害を有するもの	
						改正 改正